

**SYOSSET CENTRAL SCHOOL DISTRICT  
99 PELL LANE, SYOSSET, NY 11791**

**給食プログラムに関する保護者宛通信**

保護者各位:

お子様が学習する上で、健康的な給食は欠かせません。SYOSSET CENTRAL SCHOOL DISTRICT は、授業日に毎日、健康的な給食を提供します。朝食代は**\$1.00**、昼食代は**\$2.90** (小学校) になります。お子様が、減額または無料給食が提供される場合があります。

1. **お子様一人につき、申請書一部に記入する必要はありますか?** いいえ。無料または減額給食の受給を希望される場合、School Food Authority に出席する一世帯の生徒全員に対して無料または減額給食の申請書を一式記入します。不備のある申請書はお受けしかねますので、必ず申請書の記入手順に従って必要事項を記入の上、**SYOSSET CENTRAL SCHOOL DISTRICT, PO BOX 9029, SYOSSET, NY 11791** に返送してください。
2. **誰が無料給食を受給できますか?**
  - Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP)、Food Distribution Program on Indian Reservations (FDPIR)、Temporary Assistance to Needy Families (TANF)の手当を受けている世帯のお子様は全員、世帯収入に関係なく無料給食を受給できます。申請書に、世帯員の公的扶助番号が一つでも記載された場合、お子様も全員、その番号区分により、公的扶助の対象となり、無料給食を受給できます。
  - フォスターケア機関や法廷が法的責任を負うフォスターチルドレンには、無料給食の受給資格があります。
  - 学校の Head Start Program に参加するお子様も無料給食を受給できます。
  - ホームレスや家出、移民の定義を満たすお子様にも無料給食の受給資格があります。ホームレスや家出、移民の定義を満たすお子様のいる家庭は、補助の給付について、SFAにご連絡ください。
  - 家計の総収入が連邦政府の規定により無料または減額の対象となる額の範囲内である場合、お子様は無償で給食を受給することが出来ます。
  - 家計の収入が下記の表に記載された収入である場合、あるいはそれを下回る場合は、お子様は、無償または減額にて給食を受給することが出来ます。

2023-2024 減額が適用される収入に関するガイドライン					
家族の合計人数	年収	月収	月二回	隔週	週一
1	\$ 26,973	\$ 2,248	\$ 1,124	\$ 1,038	\$ 519
2	\$ 36,482	\$ 3,041	\$ 1,521	\$ 1,404	\$ 702
3	\$ 45,991	\$ 3,833	\$ 1,917	\$ 1,769	\$ 885
4	\$ 55,500	\$ 4,625	\$ 2,313	\$ 2,135	\$ 1,068
5	\$ 65,009	\$ 5,418	\$ 2,709	\$ 2,501	\$ 1,251
6	\$ 74,518	\$ 6,210	\$ 3,105	\$ 2,867	\$ 1,434
7	\$ 84,027	\$ 7,003	\$ 3,502	\$ 3,232	\$ 1,616
8	\$ 93,536	\$ 7,795	\$ 3,898	\$ 3,598	\$ 1,799
*一人当たりの追加額	\$ 9,509	\$ 793	\$ 397	\$ 366	\$ 183

3. **給食は、フォスターチャイルドにも無料で提供されますか?** はい。フォスターケアの管轄機関や裁判所は、フォスターチャイルドに対しての法的義務があり、フォスターチャイルドも無料で給食扶助を受けることができます。世帯収入に関係なく、フォスターチャイルドは全員、無料給食の扶助を受けることができます。同様に世帯内のその他のお子様に給食扶助を希望する場合は、フォスターチャイルドを家族の一員に含めることができます。フォスターチャイルドを家族の一員に含めることにより、世帯内の他のお子様が同様に給食扶助を受けることが可能になる場合があります。フォスターチャイルドではないお子様が無料または減額給食の扶助を受ける条件を満たさない場合も、その条件を満たすフォスターチャイルドは、無料で給食の扶助を受けることができます。
4. **ホームレスの子供、家出した子供、移民した子供も無料給食の扶助を受けることはできますか?** はい、ホームレス、家出、移民の定義に該当する子供は、無料給食の扶助を受けることができます。条件に該当するにも関わらず、お子様が無料給食の扶助を受けることができる旨を伝えられていない場合、メールあるいは

電話で、このような扶助を受ける資格の有無について、 **ASSISTANT SUPERINTENDENT FOR HUMAN RESOURCES** (電話番号 **516-364-5647**)まで、お問合せください。

5. 学校から、今年の学年度は、子供が無料給食の扶助を受ける承認が下りた旨を記載した書面による通知を受けても、申請書に必要な事項を記入する必要はありますか? まず、通知の内容をよくお読みの上、その指示に従ってください。不明な点がございましたら、**516-364-5651** まで学校にお問合せください。
6. 昨年、子供の申請書が承認されても、再度、申請書に記入する必要はありますか? はい。お子様の申請書は、該当する学年度および今年の学年度の授業日数 30 日間 (または、受給資格が新たに決定された時点の、いずれの早い時期) まで適用されます。学校から、子供に、新学年度に給食が提供される旨を通知されない限り、新たに申請書を送付する必要があります。学校により承認された申請書を送付しない場合、あるいはお子様に無料給食の受給資格がある旨が通知されない場合、お子様の給食費が全額、課金されます。
7. **IGET WOMEN, INFANTS AND CHILDREN (WIC) BENEFITS** 私は、女性および幼児、子供 (WIC) に適用される補助を受けています。沙汰しの子供には無料で給食は提供されますか? 世帯員に WIC に加入している者がいる場合は、子供が無料あるいは減額給食の扶助を受けられる場合があります。無料または減額給食の申請書に必要な事項をご記入ください。
8. 記入した情報は、確認されますか? はい、家計収入に関する証拠書類の送付を求める場合があります。
9. 現在、必要な要件を満たさなくても、後に申し込むことは可能ですか? はい、学年度内にいつでも申し込むことが出来ます。例えば、お子様の親あるいは保護者が失業することにより、あるいは財政的苦境に置かれることにより、世帯収入が所得制限額を下回った場合、お子様が無料または減額にて給食の扶助を受給できる場合があります。
10. 提出した申請書に対する学校の決定に異議がある場合、どのような対策がありますか? 学校の職員にご相談ください。また、ヒアリングを **DR. THERESA CURRY** に **OFFICE OF THE DEPUTY SUPERINTENDENT, PO BOX 9029, SYOSSET, NY 11791** まで書面にて、または電話で **516-364-5600** までお申し込みできます。
11. 世帯に、アメリカ国籍ではない者がいても申し込むことは可能ですか? はい、ご本人またはお子様がアメリカ国籍でなくても、無料または減額給食の扶助を受ける要件を満たすことはできます。
12. 世帯の一員として、誰を含めるべきですか? 血縁関係の有無関係なく (例えば祖父母、その他の親戚、友人)、同じ収入源により生計を立てている世帯員を全て含める必要があります。ご自身および同居しているお子様全員を含める必要があります。経済的に独立しているその他の者 (例えば、ご自身が経済援助をしていない者、ご自身あるいはお子様と同じ収入源で生計を立てていない者、自らの出費を自己負担している者) と同居している場合は、世帯の一員として含めないでください。
13. 収入が変動する場合はどのように記入しますか? 通常収入額を記入してください。例えば、通常\$1000 の月給が、欠勤することにより\$900 に減額した場合は、月給を\$1000 と記載してください。通常残業する場合は、残業代も含めて記入してください。しかし、稀に残業する場合は、残業代を含めません。失業した場合、減給された場合は、その時点の収入額を記入してください。
14. 軍隊に所属している場合は、収入の申告方法は異なりますか? 基本給とボーナスを必ず収入として申告してください。軍事基地外の住宅手当や食費、衣服代を現金で受給した場合、必ず収入として含めます。但し、住居が軍事住宅民営化計画下 (Military Housing Privatization Initiative) にある場合、住宅手当を収入に含めません。戦地に動員された場合の危険特別手当は、収入に一切含めません。
15. 家族が、追加で公的扶助を必要とする場合、他に加入できるプログラムはありますか? **SNAP** の申込み方法 あるいはその他の公的扶助に関する情報は、地域の事務所に **1-800-342-3009** までお問合せください。

**申請方法:** お子様に無料または減額給食を受給させる場合は、世帯についての説明書をよくお読みの上、申請書一式に記入漏れなく記入の上、申請書に記載された事務所に返送してください。申請書一式に必ず、世帯員およびお子様の氏名を記入してください。

- **SNAP, Temporary Assistance to Needy Families (TANF: 貧困家庭向け一時援助金プログラム)** の手当を受けている場合、あるいはご自身が **Food Distribution Program on Indian Reservations (FDPIR)** に加入している場合は、申請書にお子様の氏名、

該当する世帯員に SNAP, TANF または FDIPIR から割り当てられたケース番号を全て記入し、成人の世帯員が署名しなければなりません。

- 必要に応じて、SNAP または TANF のケース番号について、管轄地域のソーシャルサービス課にご連絡ください。
- 学校給食の当局 (School Food Authority) により、お子様が支援プログラムに参加することによって直接認証された旨を伝えられた世帯は、申請する必要はありません。
- 直接認定の可否について通知されていない世帯は、学校にご連絡ください。
- 世帯員に割り当てられた SNAP、TANF または FDIPIR のケース番号を一切記入しない場合は、申請者は、世帯員全員の氏名、各世帯員の収入額、給与支払いの頻度、収入源を全て記入しなければなりません。また、成人の世帯員の署名の上、その者の社会保障番号 (social security number) 下四桁を記入しなければなりません。社会保障番号をお持ちでない場合は、その旨を記した一文の隣の四角にレ点を入れます。
- 申請書および説明書に記載通りに必要事項を記入しない限り、無料または減額給食の申請書は、承認されません。申請の可否について、追って連絡します。

**報告内容の変更:** 申請時に給食扶助が承認された場合、その学年度一年間、翌年の授業日数 30 日間迄 (あるいは、新たな決定がされた日までの何れかの早い日まで) 有効になります。その期間内の増給、世帯員の転出、SNAP の打ち切りの届け出をする必要はありません。

**障害児への給食サービス:** 連邦政府の規定により、学校および施設は、食事制限が課せられる障害児に、金額を上乗せせずに給食を提供する義務があります。連邦法 7CFR Part 15b.3 での障害を持つ生徒の定義は、一つ以上の主要な日常生活活動が著しく制限される障害を身体もしくは精神に持つ者、このような障害記録を持つ者あるいはこのような障害を持つ者と見做される者 であって、主要な日常生活とは、独自に基本的生活を営むこと、作業すること、見ること、聞くこと、食事すること、睡眠、歩行すること、起立すること、持ち上げること、体を曲げること、会話すること、呼吸すること、学習すること、読書すること、集中すること、考えること、意思疎通すること、仕事することを含み、これらに限定されません。食事に変更を加える場合は、州免許を持つ医療従事者から取得した医学的な診断書を提出の上、学校に食事変更の申請をしなければなりません。障害により、お子様が代替食品を要すると思われる場合は、医学的な診断書に記入すべき必要事項があるため、その詳細についてお問合せください。

**秘密義務:** アメリカ合衆国農務省は、学校への予算の割り当てを決定するために、学校出席者の社会経済状況や教育の進行状態を把握するために、親もしくは保護者の同意なくして、生徒の氏名、サービス提供を受ける資格の有無を、アメリカ教育省のプログラムである Title I および全米教育進行状況調査 (National Assessment of Educational Progress: NAEP) といった連邦政府の教育プログラムを直接運営あるいは実施する者に開示することを承認しました。情報は、州または地方の教育管轄機関が運営する州の保健プログラムや教育プログラムに提供されます。しかしそれは、州または地方の教育機関が当該プログラムおよび National School Lunch Program に類似した連邦、州、地域のプログラムを提供することが条件になります。更に、無料または減額申請書に含まれた情報は全て、国内学校給食法 (National School Lunch Act: NSLA) または子供栄養法 (Child Nutrition Act: CNA) によりプログラムを運営あるいは実施する権限を持つ者に開示される場合があります。これらのプログラムは以下のものを含みます。国内学校昼食朝食プログラム (National School Lunch and School Breakfast Programs)、特別牛乳プログラム (Special Milk Program)、子供および大人の食物プログラム (the Child and Adult Care Food Program)、夏期フードサービスプログラム (Summer Food Service Program)、女性・幼児・子供の特別栄養補給プログラム (Special Supplemental Nutrition Program for Women Infants and Children: WIC)、監査目的でアメリカ合衆国会計検査院長 (Comptroller General of the United States)、NSLA または CNA のプログラム違反調査目的で連邦・州・地方法執行機関。

**The disclosure of eligibility information not specifically authorized by the NSLA requires a written consent statement from the parent/guardian.**

お子様の食事補給プログラムでは、人種、性別、肌の色、出身国、年齢、障害の有無、英語力の習熟度を根拠にお子様を差別することは一切しません。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

**SYOSSET CENTRAL SCHOOL DISTRICT, BUSINESS OFFICE**  
516-364-5651

よろしくお願ひします。 .

## 反差別宣言: 不当な扱いを受けたと思われる場合の対応措置

公民権法 (Federal civil rights law) およびアメリカ農務省 (U.S. Department of Agriculture: USDA) の公民権に関する規定や方針により、本機関は、人種、肌の色、出身国、性別 (性同一性や性的指向を含む) 障害、年齢、を理由に差別すること、過去の公民権活動に対して復讐あるいは反撃することを禁止します。

英語以外の言語で情報を提供する場合があります。障害をお持ちで、プログラム情報入手のために代替コミュニケーション手段 (例えば点字、拡大印刷、録音、アメリカ英語の手話など) を必要とする場合は、公的扶助の申込先である出先機関 (州・地域の) または USDA の TARGET Center に (202) 720-2600 (音声および TTY) まで、または USDA に Federal Relay Service を通して (800) 877-8339 までお問合せください。

差別の苦情を申し立てる場合は、申立人は、用紙 AD-3027、USDA Program Discrimination Complaint Form に記入してください。用紙はインターネット上で <https://www.usda.gov/sites/default/files/documents/ad-3027.pdf>、USDA の各事務所、(866) 632-9992 への通話、USDA への書面送付にてお求めください。書面に The letter must contain the 申立人の氏名、住所、電話番号、申し立て内容である差別行為の詳細を記載の上、申し立て内容である差別行為の内容と日付を公民権担当者 Assistant Secretary for Civil Rights (ASCR) に通知してください。必要事項を記載した AD-3027 または書面は、以下の方法により提出できます。

1. 郵送先:  
U.S. Department of Agriculture  
Office of the Assistant Secretary for Civil Rights  
1400 Independence Avenue, SW  
Washington, D.C. 20250-9410 または
2. ファックス:  
(833) 256-1665 または (202) 690-7442; または
3. メール:  
[program.intake@usda.gov](mailto:program.intake@usda.gov)

本機関は、平等に機会を提供する機関です。